



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

富山県人事委員会

令和5年10月10日

富山県議会議長 山 本 徹 殿

富山県知事 新 田 八 朗 殿

富山県人事委員会委員長 川 合 哲

富山県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、県職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報 告

1 はじめに

現在は、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」、先行き不透明な予測困難な時代が到来し、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字をとって「VUCA」の時代とも言われている。

また、わが国は、長期にわたるデフレ経済からの脱却、急速に進行する少子化と背景にある若年層の将来への不安、持続可能な経済社会の構築など、社会変革を求める構造的な課題に直面しており、行政の果たすべき役割と責任は、ますます増大している。

その中で、県としても、公正に公務を遂行するとともに、県民の期待に的確に応え、効果的かつ効率的な行政運営を行っていくことが求められている。

また、職員一人一人にあっては、県民の奉仕者であることを自覚し、公務員として高い倫理観・使命感、先駆的な考えと幅広い視野を持ち、県民から信頼され、その期待に応えられるよう全力で職務に精励することが肝要である。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として設けられており、均衡の原則など地方公務員法に定める給与決定の原則により、県民の理解と納得が得られ、県民から支持される適正な職員給与を決定する上での基盤となるものである。加えて、真摯に職務に精励している職員の給与の安定や職員一人一人がその能力を十分に発揮し誇りをもって職務に邁進できる職場環境の実現に資するなど、能率的な行政運営を維持する上での基盤ともなるものである。

本委員会は、以上のような基本認識のもと、富山県職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所における従業員の給与実態等の諸情勢について調査を行ったところ、その結果は次のとおりである。

2 県職員の給与の状況（第 1 表及び参考資料）

本委員会は、「富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）」の適用を受ける職員（単純労務職員、企業職員及び臨時・非常勤職員等は含まれない。）の給与等の実態を把握するため、「令和 5 年富山県職員給与実態調査」を実施した。

民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（3,300人、平均年齢42.6歳）の平均給与月額額は350,994円となっており、昨年4月と比較して8円増加している。なお、県職員全

体（13,752人、同41.2歳）の平均給与月額は、370,134円となっている。

（注）平均給与月額とは、給料、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当等（所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の全ての給与の平均月額をいう。

第1表 県職員の平均給与月額

（単位：人、歳、円）

項目	職員数	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	その他	計
県職員全体	13,752	41.2	342,098	7,203	6,509	14,324	370,134
うち行政職	3,300	42.6	321,359	7,240	7,289	15,106	350,994

（注）1 給料には、給料の調整額及び教職調整額が含まれている。

2 その他には、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額のみ）、寒冷地手当（本年度11月から3月までに支給される見込額の12分の1の額）、特勤手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）が含まれている。

3 県職員全体には、単純労務職員、企業職員及び臨時・非常勤の職員等は含まれていない。

3 民間給与の状況

（1）調査の概要（参考資料）

本委員会は、県職員の給与と民間給与との比較を行うため、人事院等と共同で県内における企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である643の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した183の事業所を対象に、「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務に類似すると認められる76職種に従事する者について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、91.8%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

（2）調査の実施結果等

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

ア 初任給の状況（参考資料）

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で

60.1%（昨年59.1%）、高校卒で41.8%（同34.5%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で68.6%（同52.8%）、高校卒で63.5%（同47.9%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で31.4%（同46.5%）、高校卒で36.5%（同52.1%）となっている。

イ 給与改定の状況（第2表及び第3表）

第2表に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は54.7%（昨年31.6%）となっており、昨年に比べて増加している。ベースダウンを実施した事業所の割合は0.6%（昨年はなし）となっており、昨年に比べてわずかに増加している。

また、第3表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は89.2%となっており、昨年（91.6%）に比べて減少している。

昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は31.6%（昨年32.7%）、減額となっている事業所の割合は6.5%（昨年4.4%）となっている。

このように、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年に比べて増加しており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

第2表 民間における給与改定の状況

（単位：%）

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員	54.7	2.1	0.6	42.6
課長級	48.4	1.4	0.6	49.5

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし		
係 員	89.2	88.4	31.6	6.5	50.3	0.9	10.8
課長級	81.9	81.0	27.4	6.2	47.4	0.9	18.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 本年の県職員給与と民間給与との比較

本年の公務と民間の給与（公民給与）の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給（第4表）

本委員会は、県職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、県にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の常勤の従業員について、職務の種類別に、責任の度合、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む給与額の比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、第4表に示すとおり、本年4月時点で、県職員給与が民間給与を1人当たり平均1.02%（3,646円）下回っていることが明らかとなった。

第4表 県職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
362,465 円	358,819 円	3,646円 (1.02%)

(注) 民間、県職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給（第5表）

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の

支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、第5表に示すとおり、給与月額4.48月に相当しており、県職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.40月）が民間事業所の特別給を0.08月分下回っていた。

第5表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員
特別給の支給割合	下 半 期	2.36月分
	上 半 期	2.12月分
	計	4.48月分

（注） 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

5 経済・雇用指標等

（1）民間賃金指標等の動向（参考資料）

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によれば、本年4月の「きまって支給する給与」は、昨年4月に比べ、全国では1.0%増加、富山県では0.4%増加となっている。

（2）物価・生計費（参考資料）

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国では3.5%上昇、富山市では3.5%上昇している。

また、家計調査（総務省）を基礎に算定した本年4月における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、全国では、それぞれ125,080円、170,620円及び216,170円、富山市では、それぞれ167,114円、211,230円及び255,341円となっている。

（3）雇用情勢（参考資料）

本年4月の全国の完全失業率（総務省）は、昨年4月と同水準の2.6%（季節調整値）となっている。

また、本年4月の有効求人倍率（厚生労働省）は、昨年4月から、全国では0.08ポイン

ト上昇して1.32倍（季節調整値）、富山県では0.05ポイント低下して1.49倍（同）となっている。

6 本年の給与の改定

（1）改定の基本方針

ア 月例給

前記4（1）のとおり、本年4月時点で、県職員の給与が民間給与を1.02%（3,646円）下回っていることが明らかになった。

本委員会としては、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員の給与制度及び本年の人事院勧告等の諸情勢を総合的に勘案した結果、県職員の月例給について、公民給与の較差（1.02%）を解消するため、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当であると判断した。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて県職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

イ 特別給

期末手当・勤勉手当については、前記4（2）のとおり県職員の年間支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.08月分下回っていた。このため、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げることが適当であると判断した。

（2）改定すべき事項

ア 給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定を行うこととした人事院勧告の俸給表に準じて、平均1.1%引き上げることとする。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、人事院勧告に準じて、行政職給料表との均衡を考慮して、引上げ改定を行う。

イ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて改定を行う。

ウ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とする。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告に準じて、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和6年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

会計年度任用職員の給料（報酬）については、国の非常勤職員に対する給与の取扱いに倣い、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定できるよう、諸条件について計画的に整備を進める必要がある。また、短時間勤務の会計年度任用職員に対しても勤勉手当が支給できるよう、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が本年5月8日に公布され、令和6年4月1日を施行日とされたところである。本県においても、地方自治法に定める会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるよう、関係条例及び規則の整備を進める必要がある。

（3）検討・研究すべき事項

ア 地域手当

令和5年人事院勧告において、地域手当については、市町村を単位とする級地区分を設定していることから、支給割合に水準差が生じ、隣接する市町村との間の不均衡があるなど、様々な指摘がある旨報告されたところである。

本県においては、職員の異動はほぼ県域内に限られており、転居による生活基盤や物価等の変化がないにもかかわらず、地域手当の支給により賃金水準が変化することについては、県民の生活実感に照らすと合理的説明が難しいという意見もある。

こうした中、国においては、令和6年の見直しに向けて、級地区分を広域化するなど大きくくりな調整方法や支給割合の在り方についても検討を行うとしているところである。具体的には、令和6年の人事院勧告及びこれに基づく人事院規則で示される予定である。

今後、国から示される地域手当の見直しの内容や方向性、他の都道府県の動向を注視しながら、本県の地域手当制度が職員の勤務実態や生活実態に即したものとなるよう、その在り方について検討する必要がある。

イ 初任給調整手当

獣医師の初任給調整手当については、平成16年度の創設後、他の都道府県で制度の導

入・拡充が進み、本県の有利性が失われてきていることから、他の都道府県の動向を調査の上、見直しを検討する必要がある。また、薬剤師については、近年、採用が困難な状況にあることから、人材確保に向けて他の都道府県に先行する初任給調整手当の創設を研究する必要がある。

7 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等に関する検討

人事院は、社会や公務の変化に応じた人事管理が求められる中で、給与制度についてもアップデートを図っていく必要があるとしており、本年の勧告において、①人材の確保への対応、②組織パフォーマンスの向上、③働き方やライフスタイルの多様化への対応について、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を示した。今後、これらについて関係者の意見を聞きながら具体的な成案をまとめるとともに、その後も公務員人事管理に関する諸施策とも連携し、更に必要な取組についても検討を進め、対応を図っていくとしている。

また、中央教育審議会に諮問されている「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策においては、教師の処遇改善の在り方が検討されている。具体的には、①教師の処遇改善と勤務形態の特殊性を踏まえて、勤務時間の内外を問わず教師の職務を包括的に評価し、一律給料月額の4%を支給することとしている教職調整額及び超勤4項目の在り方、②教育が教師の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいなど職務の特殊性に対する考え方、③現在の学校現場の状況や県費負担教職員制度等を踏まえた時間外勤務手当の支給に対する考え方、④教師の意欲や能力の向上に資する給与制度や教師の職務等に応じた給与のメリハリの在り方などについて検討することとしている。これらを基に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正案の令和6年度中の国会提出を検討するとしている。

これらはいずれも、県職員及び県費負担教職員の人事管理、給与制度に大きな影響があることから、国の検討状況等について十分注視していく必要がある。

8 人材の確保・育成

(1) 有為で多様な人材の確保

少子高齢化の進展、人口減への対応、デフレ経済からの脱却やデジタル化の加速化など複雑・高度化する行政課題や多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、次のような力を持った有為で多様な人材が不可欠である。

①時代の変化に柔軟に対応し、斬新な発想ができること。

②チャレンジ精神や自発的向上心を持ち、困難な課題にも主体的に取り組めること。

③社会性に富み、周囲と協力しながら組織として目標を達成できること。

本委員会においては、これらの人材の確保に向け、これまでも、職員採用上級試験の受験上限年齢の引上げ、総合行政（デジタル）区分の新設のほか、民間の知見や幅広い社会経験を積極的に公務に取り入れるため、UIJターン希望者等や国の政策に呼応した就職氷河期世代の人材の採用を開始し、対象職種の拡充を行ってきた。

今年度は、試験公告日を2か月前倒した上で、上級試験においては、申込開始日を前倒して受付期間を長期化したほか、技術系職種について、第一次試験における教養試験の廃止や採用候補者名簿の有効期間の3年間への延長を実施した。また、初級試験については、初めての技術職種区分として総合土木を新設した。さらに、就職氷河期世代を対象とした試験を引き続き2年間実施し、受験者の対象を全国に拡大するなど、受験者に寄り添った受験しやすい環境整備に努めたところである。

このような試験制度の見直しや関係部局と連携した採用広報活動の強化などにより、今年度の県職員採用上級試験の申込者数は、一部持ち直しがみられたものの、本委員会が実施した学生からの意見聴取や民間調査機関の各種調査によると、学生が民間企業の内々定を得る時期は更に早期化しており、民間企業等との人材獲得の厳しい競合の下、若年人口が減少する中で、今後の県政を担う優秀な人材を確保することは最重要課題の一つである。

本委員会としては、こうした社会情勢に対応した採用試験制度について、改善を重ねていくことが急務と認識している。今後とも、任命権者と連携しながら、時代に対応した職員採用の在り方について、試験の実施時期や内容等の見直しを行い、申込者数の維持・回復につながる具体的な方策を着実に取り組むこととする。加えて、若年層職員の職場定着、離職防止にも取り組む必要がある。

また、人材確保対策事業については、SNSや動画など若者に訴求力のある様々な手法を研究・活用しながら、各受験者層に応じた的確な情報提供や県職員の仕事の魅力をアピールできる機会の充実を図る。説明会やイベントの開催に当たっては、対面式とオンラインの両面の良い所を取り入れた上で、就職活動の早期化に対応した開催時期の設定や、大学低学年や高校生へのアプローチの強化、技術系職種を中心とした現場見学会の実施など、参加者が県庁の魅力や仕事をより理解でき、参加者の満足度や県職員への志望度を高められるよう、任命権者や関係部局と連携し、きめ細かく内容を充実・強化していく。

このほか、国や民間企業との人事交流については、デジタル庁や地方創生に資する機関に職員を派遣することで、人材の育成・確保に努めているところであるが、このような人事交流は、多様な経験を有し、意欲・能力の高い人材を確保できる有用な方策であることから、引き続き活用範囲の拡大を図り、多様な人材確保に努めていく必要がある。

障害者を対象とした採用試験については、障害者雇用促進法等の趣旨を踏まえ、引き続

き、障害に応じた合理的配慮に留意しつつ、障害者の採用に努めていく必要がある。

会計年度任用職員制度については、今後とも、地方自治法、地方公務員法及び関連法の趣旨を踏まえ、適切に運用していく必要がある。

また、定年の段階的引き上げにより令和13年度には職員の定年は基本65歳となるが、各任命権者においては、想定される業務量の推移や職員の年齢構成の平準化を十分に勘案の上、必要な新規採用を継続できる措置を講ずる必要がある。

(2) 女性職員の採用・登用の拡大

女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備について、適切に対応していく必要がある。また、社会全体で女性活躍の機運を醸成し、多様性を確保していくことは、男女とも自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のために不可欠である。

本県では、令和3年3月に策定した特定事業主行動計画において、女性職員の採用割合を知事部局では毎年度40%以上に、教育委員会では毎年度50%程度に、令和7年4月までに管理職の女性割合を25%以上に、課長補佐級・係長級の職にある女性職員の割合を30%以上にすることを目標としている。また令和4年3月には、県民のウェルビーイングや男女共同参画を実現するため、県と県内企業が共に取り組む「富山県女性活躍推進戦略 企業の成長とウェルビーイングの実現に向けて」を策定したところである。今年度は、企業の働き方改革・意識改革プロジェクトなどに取り組んでいるところである。

職員採用における本県の女性比率は、国に比べて高い水準にあるが、引き続き、就職期の女性に選ばれ、かつ本県においてより多くの有為な女性の採用が図られるよう、公務員の魅力、仕事のやりがいなどの情報発信や募集活動を積極的に展開する。

また、女性職員の管理職への登用や職域の拡大については、性別や家庭の事情、仕事に係る善意や配慮からくる無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、行動変容を促すため職員一人一人や職場の意識改革、女性職員向けのスキルアップや意識啓発などの研修の実施により、組織全体としての能力（ケイパビリティ）を向上させ、富山県男女共同参画推進条例の基本理念として掲げられている「政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画」や前述の戦略の実現を一層推進していく必要がある。

(3) VUCA時代を乗り切る職員の育成

デジタル技術の急進や先行き不透明な予測困難な時代において、県民の期待に応え、持続可能な質の高い行政サービスの提供を行うためには、職員一人一人が資質・能力の向上、EBPM（証拠に基づく政策形成）の取組の強化、組織全体の能力を高めていくことが必

要である。

本県においては、人材（人財）をマネジメントする視点に立ち、人材育成の取組を総合的に進めるための「人材育成基本方針」を策定することとしており、各役職段階に応じた計画的な研修のほか、業務の効率化に向けた職員の意識改革や管理職のリーダー能力、マネジメント能力の向上、越境人材の育成、女性職員活躍に向けた取組と働きやすい環境づくりなどの研修を実施している。また、今日的な問題を発見し、行政課題に対応できる質の高い職員を育成するため、特定の役職段階の職員に対し、DX人材育成をはじめ、今年度は新たに、リスキリング（変化への適応に必要なスキルの獲得）を職員研修体系に位置付け、取り組みやすい環境の整備を図ることとしており、職員の主体的なリスキリングを通じ、自らキャリアを創造する職員の育成を目指すこととしている。

今後とも、時代に対応した人材が育成されるよう、より効果的な研修を実施するため、新たな研修技法の開発・導入や研修内容・体系の充実を図っていく必要がある。特にDXの推進に向けては、外部人材を活用するだけでなく、全ての職員が、デジタルリテラシーの取得・向上に加え、県の事業、業務に応用し、課題解決に活かしていくという意識を持ち、より質の高い行政サービスへと変革することができるよう、継続的・体系的に育成を行うことが重要である。

さらに、職員が国・民間企業等の優れた知見を習得し、良好なキャリア形成や組織の活性化を目指すため、各任命権者間や本庁と出先機関、他の都道府県をはじめ、国・民間企業等との交流型の人材循環を、引き続き推進していくことが求められる。

（４）人事評価制度の着実な推進

県民を取り巻く環境が激変する中、多様な社会課題に的確に対応し、県民に質の高い行政サービスを提供するため、目標によるマネジメント手法を取り入れることにより、効果的・効率的な仕事の進め方の定着や職員の能力開発を図るとともに、能力・業績に基づいた公正な処遇の実現により、職員の職務遂行意欲を高めることが必要である。

地方公務員法では、人事評価を能力評価と業績評価の両面から行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。

本県における人事評価制度については、知事部局では、職務の目標達成度等を基本とした業績評価制度を実施し、その評価結果を昇給及び勤勉手当に反映するとともに、能力評価も実施しているところである。また、教育委員会では、「目標達成度による教員評価」を実施している。

なお、この人事評価制度の適切な運用のためには、評価者と被評価者のそれぞれが組織目標をしっかりと理解した上で、管理職員においては、面談に当たり、業務の進捗状況の把

握にとどまらず、効果的・効率的な業務の進め方や今後のキャリア形成に資する助言・指導を行うことが重要である。

また、任命権者においては、これらの評価制度について、公正性・透明性・納得性を確保した上で、常に、課題がないか検証しながら、着実な推進に取り組む必要がある。

9 勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の改善等

長時間勤務の改善は、職員の健康保持・睡眠時間の確保、勤労意欲・活力の維持、業務の質や生産性の向上、有為で多様な人材の確保に加え、職員のウェルビーイングの実現といった観点から、非常に重要な課題である。

人事委員会規則等において、時間外勤務の上限時間については月45時間、年360時間等としており、また、上限規制の適用を除外して時間外勤務を命じた場合には、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析等を行うこととしている。

知事部局では、これまでも上司の事前命令を原則とした時間外勤務申請制度の導入、オフィスサポートスタッフの配置などに取り組んできたところであるが、令和4年度の本庁勤務職員一人当たりの時間外勤務時間数は、対前年比105.5%の243.2時間であり、これを上回る所属が60所属中28所属と、依然として長時間勤務を行っている実態が見受けられる。

また、教育委員会では、教育委員会規則において、時間外勤務時間（教員の正規の勤務時間を除いた在校等時間）の上限時間を月45時間、年360時間と定め、その範囲内となるよう業務量の適切な管理を行うこととされている。

このため、毎年「とやま学校働き方改革推進プラン」をまとめ、教職員の働き方改革への取組を進めるとともに、「とやま学校多忙化解消推進委員会」においてその効果を検証し、必要な取組について議論しているが、昨年度、2～6か月平均80時間以上の時間外勤務をした教員の割合は、小学校では3.0%、中学校では16.1%、高等学校では9.7%であり、長時間勤務の教員は、少なくない状況にある。

国が令和4年度に実施した「教員勤務実態調査」の結果においても、前回調査（平成28年度）と比較して、平日・土日ともに、全ての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況と速報されている。また、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策においては、学校における働き方改革の在り方を検討することとしている。具体的には、①「学校・教師が担う業務に係る3分類」について、更なる役割分担・適正化を推進する観点からの学校・教師の担う業務の在り方、②「上限指針」の実効性を高めることができる仕組みの在り方、③各教育委員会における学校の働き方改革の取組状況等を「見える化」するための枠組み

の在り方、④健康及び福祉の確保の観点からの、長時間の時間外勤務を抑制するための仕組みの在り方等について検討を進め、令和6年度から3年間を集中改革期間と位置付けている。こうした中、8月28日には、教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策が提言された。各施策について、県、市町村、各学校などが、その権限と責任に基づき、主体的に、相互に連携・協力して効率的・効果的に取り組む必要がある。

長時間勤務の縮減には、①勤務時間の適正な把握、②任命権者、管理監督者・服務監督者及び職員の意識改革、③業務改革等の実行や徹底が重要であり、継続した取組を進めながら、問題の把握に努めるとともに、諸課題の解決策・改善策を実施していくことが必要である。

各任命権者においては、各規則に定めるところにより時間外勤務が発生する要因を整理・分析し、業務の効率化や業務量の平準化等の取組を継続して進めていくことを引き続き強く求める。

本委員会では、労働基準監督機関として、試験研究機関や県立学校等に対し、訪問調査やセルフチェックシートによる書面調査を行い、時間外勤務の上限時間等の制度周知や時間外勤務管理シートによる自己管理を推奨するとともに、労働安全衛生等についての必要な助言、指導を行っている。また、国の取組や検討状況なども参考とし、引き続き、各任命権者の上限時間等の制度の運用状況や長時間勤務の縮減に向けた取組を注視し、併せて制度周知や必要な助言、指導を実施していく。

ア 勤務時間の適正な把握・管理

管理監督者・服務監督者による勤務時間の適正な把握・管理は、職員の健康管理をはじめ、長時間勤務の発生要因の整理・分析、業務の効率化・平準化や改善を進めていくための基礎として必要不可欠であるとともに、労働法制上求められる使用者としての職員に対する安全配慮に関する責務である。

各任命権者においては、パソコンの使用時間による勤務時間の把握を実施している。勤務時間を客観的な手段により把握することは、職員の業務の平準化や法律に基づく医師等による面談を適切に実施することの前提となるとともに、職員自らが働き方や限られた時間の使い方を省み、業務の進め方を組み立て、組み直す契機となる。

引き続き、勤務時間の適正な把握・管理に努めるとともに、時差出勤、フレックスタイム、勤務間インターバル、テレワークなど時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方の普及・実現に向けては、管理監督者・服務監督者の負担の回避や軽減のため、デジタルツール等を活用し、リアルタイムに勤務時間を把握・管理できる環境を整備していく必要がある。

また、任命権者による「他律的業務の比重が高い部署」の指定は、係又は班単位にす

る、期間を限定するなど、業務の実態に即して必要最小限とすることが求められる。

イ 任命権者、管理監督者・サービス監督者、職員の意識改革と改革等の実行

各任命権者においては、長時間労働の是正のため、管理監督者のマネジメントの強化を図ることが必要である。

また、各管理監督者は、自らが①時間外勤務の事前命令を徹底するとともに、不要不急の時間外勤務を命じないこと、②職員一人一人の能力、適性、状況や業務への希望などを把握し、人員や業務を適切に割り振るよう努めること、③率先してワーク・イン・ライフ、すなわち「自分の人生」の枠の中で「仕事」はその一部であるという考え方の実践に努めることなどが重要である。

さらに、職員一人一人も長時間勤務を改善し、ワーク・イン・ライフの意識を強く持ちつつ、計画的・効率的な事務処理を進めていくことが重要であり、各任命権者は、職員に対し積極的な意識啓発や実践に努める必要がある。

特に、教育委員会では、学校において、勤務時間の割振り変更を適切に行うこと、減じられた勤務時間を遵守させることが必要である。加えて、児童・生徒の学習指導や部活動指導の在り方なども含めこれまでの教員の働き方を見直し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることは、その人間性や創造性を高め、子供たちに対するより充実した教育の実践につながり、ひいては子供たちのウェルビーイングの向上にも寄与するという理念を任命権者、管理監督者・サービス監督者及び教職員が共有しながら働き方改革の取組を進めることが重要である。

ウ 業務改革等の徹底と業務量に応じた必要な人員の確保

長時間勤務の改善は、組織運営の課題であり、組織全体として業務改革に継続的かつ積極的に取り組む必要がある。

県では、知事を本部長とする「DX・働き方改革推進本部」を設置して、行政及び産業・地域社会におけるDXと働き方改革を推進している。人口減少、産業競争が激化する中、業務改革の一環として、また、行政サービスの新たな手法として、テクノロジーを活用した働き方改革を推進する働き方改革ラボの取組やビジネスチャット、ICT、AI、RPAなどのツールを活用した効果的、効率的な業務の好事例を継続して横展開していくことが重要である。

教育委員会においては、これまで、働き方改革推進校の指定や校務支援システムの導入、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員などの地域・専門人材の積極的な活用、学校行事等の精選や内容の見直しなどを進めてきている。また、部活動の地域移行に向けた実証事業にも取り組んでいるところであり、教育上の必要性や効果を踏まえ、各学校の実態に応じた業務見直しを更に進めることが必要である。

今後とも、組織全体として業務の廃止・削減・統合・合理化・簡素化、アナログ規制の見直しや外部委託を一層進めるとともに、感染症対策、災害対策など緊急な対応が必要な業務については、引き続き臨機応変な人員配置をはじめ、任期付職員、会計年度任用職員の活用など柔軟な人員配置、BCP（業務継続計画）の徹底などにより、職員の負担を軽減することが重要である。

各任命権者においては、こうした取組と併せ、業務の廃止、削減などの抜本的な見直しを進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない職場については、業務量に応じた必要な人員を確保することを求める。

加えて、各任命権者においては、引き続き年次休暇の計画的な取得促進などに努め、職員のウェルビーイングの実現の観点から、今後とも長時間勤務の縮減や働きやすさ、健康管理に資する好事例を横展開するなど、実効性のある取組を進めていく必要がある。

（２）柔軟で多様な働き方の実現・加速化

知事部局等では、これまでも、育児又は介護のための早出遅出勤務、公共交通機関利用者の時差出勤、夏の朝型勤務制度の実施やサテライトオフィスの設置、時間外業務対応のための遅出等勤務制度の実施などに取り組んできた。

DX・働き方改革推進に向けた令和5年度の取組として、柔軟な働き方の推進、緊急時の行政機能維持のため、職員にテレワークの活用を浸透させることを目標として、テレワーク推進月間（7、8月）を設定し、希望した全ての職員がテレワークを体験したところである。この取組を通じて課題や支障を洗い出し、制度の改善、必要な機器の整備を進めるとしている。

国においては、テレワークの活用により働く場所を柔軟化することは、職員の能力発揮及びワーク・イン・ライフの実現により公務職場の魅力の向上につながるとともに、非常時における業務継続性を確保し、いかなる状況下でも質の高い行政サービスの提供を可能とするものであるとして、テレワークの特性を評価されている。

一方で、テレワークの実施に係る基本的な考え方と例外的な取扱い、テレワーク時の勤務管理、長時間労働対策、健康管理等についての考え方を示す必要があるとしている。

本県においてもテレワークの活用を浸透させるに当たり、今後、示される国の「ガイドライン」も参考にしながら、一定のルール策定が必要である。

また、本年3月に取りまとめられた「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」の最終報告では、終業と始業の間に一定の休息時間を設ける「勤務間インターバル」について、全職員を対象に本格導入することや自身の都合に合わせて勤務や出退勤の時間を変えられるフレックスタイム制を拡充すること等が提言さ

れた。国においては、一連の制度の具体化や導入時期の検討を進める方針であり、勤務時間法など関係法令の改正など必要な措置を講じることが予定されている。

本県では、知事部局において、令和2年度から試験研究職場においてフレックスタイム試行制度を、本年6月から「勤務間インターバル試行制度」を導入しているが、各試行制度の実施状況や各組織の業務の実情を検証する必要がある。特に、勤務間インターバルの確保を実効性あるものとするためには、恒常的な長時間勤務の解消に向け、これまで以上に取り組むことが不可欠である。

その上で、柔軟で多様な働き方の実現に向けては、職員のワーク・イン・ライフを基本に、組織目標の策定・共有、組織の簡素化、業務の性質・内容のアップデート、デジタル基盤の整備、関係規程の見直し等を進め、取組を加速化させていくことが必要である。

(3) ライフイベント（妊娠、出産、育児等）と仕事の両立支援の推進

職員が育児・介護等を行いながら安心して働き続けることができるよう、本県では、特定事業主行動計画に基づき、家族看護休暇や育児休業制度等の充実、男性職員の育児参加休暇の拡充、育児や介護を行う必要がある職員を対象とした早出遅出勤務の導入やテレワーク推進月間の実施など、多様な働き方の支援に積極的に取り組んでいる。

知事部局では、本年3月に一部改訂した特定事業主行動計画において、男性職員の育児参画促進の取組を着実に推進していくため、令和7年度までに男性職員の育児休業取得率80%以上とする目標を設定し、種々の支援策を講ずるとしている。また、本年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、男性公務員（一般行政部門）の育児休業取得率の数値目標について、令和7年までに1週間以上の取得率を85%、12年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げられ、教育委員会や警察部門では令和7年までに50%、12年までに85%が新たな目標とされた。令和4年度における男性職員の育児休業取得率は、知事部局では48.1%、教育委員会では13.5%、警察本部では70.6%と、それぞれ前年度より増加しているが、育児休業の内容にも留意しつつ、戦略方針の数値目標に向けて対応策が求められるところである。

県職員及び県費負担教職員の育児休業については、昨年10月1日から国と同様の制度を整備したところであり、また、国の非常勤職員の措置に合わせて、会計年度任用職員の産前産後休暇を有給にするとともに、妊娠・育児に関する有給休暇についても会計年度任用職員の勤務時間等の規則を改正したところである。

少子高齢化が進む中で、職員が充実感をもって働き、離職することなく、妊娠、出産、育児、介護等のライフイベントと仕事の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備することが必要である。殊に育児は、妊娠初期から一定の成長期に至るまで長期間にわたるも

のであり、また、子供、職員双方の「ライフプラン全体」に及ぶものである。このため、国の動きに合わせ、子供の成長や年齢に応じた支援制度の検討も必要である。

また、行政を取り巻く環境や県民ニーズが変化していく中で、個々の職員の成長を促進するため、リスクリングやリカレント教育、社会貢献活動など職員が自律的、主体的かつ継続的に自己研鑽に励めるよう、職員のワーク・イン・ライフを支援する制度についても利用しやすい勤務環境づくりが必要である。

10 心身の健康づくりの充実等

(1) メンタルヘルス対策等

職員個々のウェルビーイングを実現するためには、各自の健康増進を重視し、これに積極的に取り組むことにより、能率的で活力ある公務組織の確立や質の高い行政サービスの提供を目指すという、公務版の「健康経営」の視点に立った健康管理施策の推進が極めて重要である。

心身両面での職員の健康づくりについては、定期健康診断をはじめ各種健康診断やメンタルヘルス相談、ストレスチェック制度の実施など様々な取組が行われている。

知事部局等においては、月100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える時間外勤務を行った職員全員を対象に医師等による面接が行われているが、今後も、確実に医師の面接指導を受診させるなど、適切な対応に努める必要がある。

メンタルヘルスについては、その健康が害された場合、より長期間の療養を必要とし、職員本人・家族はもとより公務の運営にも影響を及ぼすことから、その対策には、予防、早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

具体的には、ストレスチェック制度を活用し、まずは職員一人一人が、自身の心身の状態を定期的に把握し、これに対応することが重要である。また、管理監督者が、職員に対して目配りすること、職員が気軽に相談できる環境づくり（チャットの活用も含む。）に努めること、困難な業務については、関係部局の応援も得ながら組織全体で対応すること、効果的な研修機会に配慮することなどにより、早期に適切な対応をとることが重要である。

また、知事部局では、本年6月から、前日の勤務終了時刻が午後9時30分以降となった場合に、職員の生活時間や睡眠時間を確保するため、1日の勤務終了後、翌日の勤務開始までの間に、原則11時間以上の休息时间（インターバル時間）を設けて遅出勤務を行える「勤務間インターバル試行制度」が導入されている。任命権者や管理監督者は、当該制度をはじめ、退勤から出勤までの間に一定の休息时间を確保すること等により心身両面の健康が保持されるよう、十分配慮することが必要である。本委員会では、今後とも、各任命権者と連携し、職員が安心して勤務できる環境づくりに必要な指導・助言を行っていく。

病気休職者等に対する「試し出勤」については、円滑な職場復帰や病気の再発防止につながっている好事例もあり、各任命権者は、「試し出勤」などにより復職者の支援に努める必要がある。

さらに、今後、高齢層職員や女性職員の割合が増加することに加え、フレックスタイムやテレワークなど、時間や場所に制約を受けない柔軟で多様な働き方が進展していくことも念頭に置きつつ、職員の健康管理施策を一層推進する必要がある。

(2) ゼロ・ハラスメントに向けた取組

上司や同僚からのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどは、職員の人格・尊厳を傷つけ、メンタルヘルス不調の原因となり得ることに加え、職場環境への影響も大きいことから、多様化するハラスメントの防止は重要な課題である。このため、各任命権者においては、防止マニュアルの周知・活用や相談窓口の設置などの取組が進められている。

また、本年6月に新たに法律が制定されるなど、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に取り組んでいくことが求められているところである。

今後とも、関連する法律の趣旨を踏まえ、所属長・所属長代理のみならず、職員一人一人がハラスメントに対する関心と理解を継続して深め、自らの言動に必要な注意を払うよう意識啓発などの防止対策を積極的に推進するとともに、ハラスメント事案が生じてしまった場合の迅速・適切な対応など、相談体制の充実に取り組むことが必要である。本委員会においても、地方公務員法に基づき設置している苦情相談窓口の活用について周知し、対応しているところであり、相談者と任命権者の仲介役として、引き続き、ハラスメント対策を進めていく。

11 おわりに

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものである。これは長年の経緯を経て県民の理解を得た給与決定方式として定着している。

また、こうした仕組みを通じて、職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、給与勧告・報告制度が果たしている役割に理解をいただき、この勧告に基づいて適切に対応されるよう要請するものである。

別紙第2

勸告

本委員会は、次の事項を実現するため、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）、富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）を改正することを勧告する。

1 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和5年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.7月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5月分）とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員

にあつては、0.6月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分
(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6月分)とすること。

(イ) 令和6年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ
1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ
0.6875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割
合をそれぞれ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつて
は、それぞれ0.4875月分)とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ
1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ
0.5875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割
合をそれぞれ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつて
は、それぞれ0.5875月分)とすること。

2 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分と
すること。

3 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和5年12月期から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				

85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額									
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100	
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400	
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700	
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900	
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600		
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900		
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100		
	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300		
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600		
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900		
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100		
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300		
	94	302,300	325,900	351,900	385,300				
	95	303,400	327,200	353,400	385,900				
	96	304,700	328,500	354,800	386,400				
	97	305,800	329,700	356,100	386,800				
	98	307,000	331,000	357,300	387,200				
	99	308,200	332,200	358,400	387,800				
	100	309,400	333,400	359,600	388,300				

101	310,500	334,800	360,700	388,700						
102	311,500	335,700	361,800	389,200						
103	312,500	336,700	362,900	389,800						
104	313,500	337,800	364,000	390,300						
105	314,300	338,900	365,200	390,600						
106	314,900	340,000	365,700	391,000						
107	315,500	341,000	366,300	391,500						
108	316,100	342,000	366,900	391,800						
109	316,600	343,200	367,500	392,100						
110	317,100	344,200	368,000	392,600						
111	317,500	345,200	368,500	393,100						
112	318,000	346,100	369,000	393,600						
113	318,800	347,000	369,400	393,900						
114	319,500	347,900	369,800	394,400						
115	320,200	348,900	370,400	394,900						
116	320,800	349,900	370,900	395,400						
117	321,400	350,900	371,300	395,700						
118	322,200	351,300	371,800	396,200						
119	322,900	351,900	372,400	396,700						
120	323,700	352,500	372,900	397,200						
121	324,300	352,800	373,100	397,600						
122	324,600	353,200	373,600	398,100						
123	325,100	353,700	374,100	398,500						
124	325,600	354,100	374,500	399,000						
125	325,900	354,500	375,000	399,400						
126		354,900	375,500							
127		355,400	376,000							
128		355,800	376,500							
129		356,200	376,800							
130		356,600	377,300							
131		357,000	377,800							
132		357,400	378,300							
133		357,600	378,600							
134		358,100	379,100							
135		358,500	379,500							
136		358,800	379,900							
137		359,100	380,200							
138		359,500	380,700							
139		360,000	381,200							
140		360,500	381,700							
141		360,800	382,000							
142		361,300								
143		361,800								
144		362,300								
145		362,600								
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額									
	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900	

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	402,200	
	39	242,100	293,800	403,600	
	40	243,600	295,500	405,000	
	41	245,000	296,800	406,600	
	42	246,300	298,800	408,000	
	43	247,500	300,700	409,300	
	44	248,600	302,700	410,700	
	45	249,700	304,700	412,100	
	46	250,900	306,800	413,400	
	47	252,100	309,000	414,900	
	48	253,100	311,200	416,400	

	49	254,200	313,300	418,000
	50	255,500	315,600	419,400
	51	256,700	317,800	421,000
	52	258,000	319,900	422,500
	53	259,100	322,000	424,200
	54	260,300	323,500	425,700
	55	261,600	325,000	427,300
	56	262,600	326,500	428,900
	57	263,700	328,200	430,400
	58	264,400	330,200	431,900
	59	265,400	332,200	433,100
	60	266,400	334,100	434,300
	61	267,300	335,900	435,500
	62	268,100	337,900	436,800
	63	268,900	339,900	438,100
	64	269,700	341,800	439,300
	65	270,800	343,500	440,500
	66	272,100	345,500	441,700
	67	273,400	347,500	442,900
	68	274,700	349,500	444,100
	69	275,900	351,300	445,300
	70	277,100	353,200	446,500
	71	278,300	355,100	447,700
	72	279,500	357,000	448,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	280,500	358,600	450,000
	74	281,500	360,500	450,600
	75	282,500	362,300	451,100
	76	283,400	364,200	451,600
	77	284,300	366,000	452,100
	78	285,200	367,700	
	79	286,100	369,300	
	80	287,000	370,900	
	81	287,800	372,300	
	82	288,900	373,800	
	83	289,900	375,200	
	84	290,900	376,500	
	85	291,900	377,600	
	86	292,900	379,000	
	87	293,900	380,400	
	88	294,900	381,700	
	89	296,000	382,900	
	90	297,100	384,200	
91	298,200	385,300		
92	299,200	386,500		
93	299,700	387,700		
94	300,700	388,800		
95	301,800	390,000		
96	303,000	391,200		
97	304,000	392,600		
98	305,100	393,600		
99	306,100	394,600		
100	307,100	395,600		
101	307,900	396,500		
102	309,000	397,500		
103	310,000	398,600		
104	311,000	399,700		

105	311,600	400,400		
106	312,500	401,300		
107	313,300	402,200		
108	314,100	403,100		
109	314,800	403,900		
110	315,200	404,800		
111	315,600	405,600		
112	316,100	406,400		
113	316,600	407,000		
114	317,000	407,700		
115	317,500	408,400		
116	317,900	409,100		
117	318,400	409,700		
118	318,900	410,200		
119	319,300	410,600		
120	319,800	411,000		
121	320,300	411,300		
122	320,700	411,600		
123	321,200	411,900		
124	321,700	412,100		
125	322,300	412,300		
126	322,600	412,600		
127	322,900	412,900		
128	323,200	413,100		
129	323,400	413,300		
130	323,700	413,600		
131	324,000	413,900		
132	324,300	414,100		
133	324,500	414,300		
134	324,700	414,600		
135	324,900	414,900		
136	325,200	415,100		
137	325,500	415,300		
138	325,700	415,600		
139	326,000	415,900		
140	326,300	416,100		
141	326,500	416,300		
142	326,700	416,600		
143	327,000	416,900		
144	327,200	417,100		
145	327,500	417,300		
146	327,700			
147	328,000			
148	328,300			
149	328,500			
150	328,700			
151	329,000			
152	329,300			
153	329,500			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	235,000	275,300	332,200	416,600

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	372,500	
	39	241,300	268,900	373,800	
	40	242,700	271,000	375,200	
	41	244,000	273,300	376,300	
	42	245,300	275,600	377,700	
	43	246,500	277,800	379,100	
	44	247,800	279,900	380,600	
	45	249,100	282,000	382,000	
	46	250,400	284,200	383,600	
	47	251,600	286,300	385,100	
	48	252,700	288,200	386,600	
	49	253,800	290,300	387,900	
	50	255,100	292,000	389,400	
	51	256,400	293,800	390,800	
	52	257,400	295,500	392,100	

	53	258,500	296,800	393,300
	54	259,900	298,800	394,600
	55	260,900	300,700	395,700
	56	261,900	302,700	396,800
	57	262,900	304,700	398,000
	58	263,900	306,800	399,200
	59	264,900	309,000	400,400
	60	265,900	311,200	401,600
	61	266,800	313,300	402,700
	62	267,500	315,600	403,700
	63	268,200	317,800	405,000
	64	268,800	319,900	406,200
	65	269,500	322,000	407,400
	66	270,700	323,500	408,500
	67	271,800	325,000	409,600
	68	272,900	326,500	410,700
	69	274,200	328,200	411,700
	70	275,600	330,200	412,900
	71	276,800	332,200	414,100
	72	278,000	334,100	415,300
	73	278,800	335,900	415,900
	74	279,700	337,900	416,700
	75	280,700	339,800	417,400
	76	281,700	341,700	417,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	282,600	343,400	418,200
	78	283,600	345,200	418,600
	79	284,700	346,900	419,000
	80	285,500	348,600	419,400
	81	286,300	350,400	419,700
	82	287,100	352,100	420,100
	83	287,900	353,500	420,500
	84	288,700	355,100	420,800
	85	289,600	356,300	421,100
	86	290,400	357,900	421,500
	87	291,100	359,400	421,900
	88	291,900	360,900	422,200
	89	292,800	362,200	422,500
	90	293,700	363,500	422,800
	91	294,600	364,800	423,100
	92	295,300	366,200	423,300
	93	295,600	367,600	423,500
	94	296,300	368,900	
	95	297,000	370,100	
	96	297,700	371,200	
	97	298,400	372,200	
	98	299,200	373,200	
	99	300,000	374,200	
	100	300,700	375,100	
	101	301,400	375,900	
	102	301,800	376,900	
	103	302,200	377,800	
	104	302,600	378,700	
	105	302,800	379,500	
	106	303,100	380,400	
	107	303,400	381,300	
	108	303,600	382,200	

	109	303,800	383,000		
	110	304,000	384,000		
	111	304,300	384,900		
	112	304,600	385,800		
	113	304,800	386,400		
	114	305,000	387,300		
	115	305,200	388,200		
	116	305,500	389,100		
	117	305,800	389,900		
	118	306,000	390,600		
	119	306,300	391,400		
	120	306,600	392,200		
	121	306,800	392,800		
	122	307,000	393,600		
	123	307,200	394,300		
	124	307,500	395,000		
	125	307,800	395,600		
	126		396,300		
	127		396,800		
	128		397,400		
	129		398,100		
	130		398,700		
	131		399,200		
	132		399,700		
	133		400,000		
	134		400,300		
	135		400,600		
	136		400,900		
	137		401,200		
	138		401,500		
	139		401,800		
	140		402,100		
	141		402,400		
	142		402,700		
	143		403,000		
	144		403,300		
	145		403,500		
	146		403,800		
	147		404,100		
	148		404,300		
	149		404,500		
	150		404,800		
	151		405,100		
	152		405,300		
	153		405,500		
	154		405,800		
	155		406,100		
	156		406,300		
	157		406,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		226,200	272,100	325,500	406,600

備考

- この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500

	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
定年前再 任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		

85	279,500	330,100	396,400		
86	280,400	330,600	396,900		
87	281,300	331,100	397,400		
88	282,000	331,500	398,100		
89	282,800	331,800	398,500		
90	283,900	332,300			
91	284,900	332,800			
92	285,900	333,200			
93	286,800	333,500			
94	287,700	333,900			
95	288,700	334,300			
96	289,600	334,700			
97	289,900	335,200			
98	290,800	335,700			
99	291,500	336,200			
100	292,400	336,700			
101	293,300	337,200			
102	293,900	337,700			
103	294,600	338,200			
104	295,300	338,700			
105	295,800	339,100			
106	296,300	339,500			
107	296,800	340,000			
108	297,200	340,400			
109	297,400	340,900			
110	297,800	341,300			
111	298,100	341,800			
112	298,300	342,200			
113	298,600	342,700			
114	298,900	343,100			
115	299,200	343,600			
116	299,500	344,000			
117	299,800	344,500			
118	300,100	344,900			
119	300,300	345,300			
120	300,600	345,700			
121	300,900	346,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	

	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000		
67		471,900	523,700		
68		472,500	524,600		
69		472,800	525,500		
70		473,400	526,300		
71		474,100	527,200		
72		474,800	528,100		
73		475,200	528,900		
74		475,800	529,800		
75		476,500	530,700		
76		477,200	531,400		
77		477,600	532,200		
78		478,200	533,100		
79		478,800	534,000		
80		479,300	534,900		
81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600		
83		480,900	537,500		
84		481,400	538,400		

	85		481,800	539,200		
	86		482,400	540,100		
	87		482,800	541,000		
	88		483,300	541,900		
	89		483,800	542,700		
	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			

77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300	388,900		
87		290,900	326,700	347,600	389,300		
88		291,100	327,000	347,900	389,700		
89		291,500	327,400	348,300	390,100		
90		291,700	327,800	348,600	390,600		
91		291,900	328,200	349,000	391,000		
92		292,100	328,600	349,300	391,400		
93		292,500	328,900	349,700	391,800		
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900

41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
	94	283,800	316,500	349,400	367,500	
	95	284,700	317,200	350,100	367,900	
	96	285,600	317,800	350,700	368,200	
	97	286,200	318,300	351,100	368,800	
	98	286,800	318,600	351,500	369,300	
	99	287,400	319,200	352,000	369,800	
	100	288,300	319,800	352,400	370,300	
	101	289,100	320,200	352,900	370,900	
	102	289,900	320,800	353,300	371,400	
	103	290,700	321,400	353,800	371,900	
	104	291,500	321,900	354,200	372,300	
	105	292,100	322,300	354,500	372,900	
	106	292,600	322,800	355,000	373,400	
	107	293,100	323,300	355,400	373,900	
	108	293,500	323,800	355,700	374,400	
	109	293,700	324,200	356,200	375,000	
	110	294,000	324,600	356,700	375,400	
	111	294,200	324,900	357,200	375,900	
	112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700			
115	295,300	326,300	359,200			
116	295,500	326,600	359,600			
117	295,800	326,800	360,000			
118	296,100	327,100	360,400			
119	296,400	327,500	360,900			
120	296,700	327,700	361,400			
121	297,000	327,900	361,800			
122	297,400	328,200	362,300			
123	297,700	328,500	362,800			
124	298,100	328,800	363,300			
125	298,300	329,000	363,600			
126	298,500	329,300				
127	298,800	329,700				
128	299,200	329,900				

129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

別記第3

第7条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000